

米津教授 生涯義塾法学部を 愛し続けて逝かれた先生を悼む

一九八五年秋私は教授会から学部長就任を命じられた。当時大学紛争の時期は過ぎ、各学部は学部改革を競っていた。いうまでもなく法学部の教員は法律、政治、教養の三部門の教員団からなる。専攻が違えば教員のものもの考え方も異なり教育の仕方にも相違が生じる。しかし当時法学部教員団は全塾各学部の中で最もまとまりがよいとお互い自負していた。

この良き伝統を守りながら法学部の学部改革とその地位向上を図るにはどうしたらよいか、学部長の初仕事は米津先生を学部長補佐に引っぱり出すことだった。教員団の一体性を守りながら大胆な学部改革を進めるには先生の力が不可欠と考えたからだ。

実はこの知恵は米津先生とともに旧制大学最後の編入試験で入学された先生の歴戦の戦友、しかも私にとって中村菊男門下の先輩で過日世を去られた利光三津夫教授の強力な示唆によるものだった。利光先生は雑務の処

理は大の苦手、しかし何しろ大化の改新以来の政治抗争の歴史がご専門、政治的勘は抜群、ついでながら学部の活性化は大学院が研究者志望の学生で溢れることだが、この研究者養成でも先生の目に狂いはなかった。

当時大手予備校のわが法学部の偏差値は下がる一方だった。受験生の人生に対する抱負識見や基礎学力の低下は否定できない。しかもこれは塾内高校の特に政治学科への進学者の成績低下という深刻な問題を伴っていた。もちろん日吉の塾高に長逗留はしたが今では勤務先随一のやり手に成長した往年のゼミ生も枚挙に暇はないが。

われわれの結論は受験生の評判は悪いが一般入試の二次面接と小論文は継続し、調査書の評定平均値、小論文面接もすべて点数化の上活用し総合評点で合格を決めるというものだった。結果は予想外の成功で、合格者の大半が生きのいい現役で占められ、学生部を悩ます五月病患者は法学部だけは無縁になった。

入試の激化で全国の高校は三年後期になると授業は受験一色になる。この弊害を除くため九月初めに推薦入試を導入、最後の半年も受験にとられず勉強に専念できる道を開いた。さらにセンターテストへの参加、帰国子

女入試など文部省の要請する新入試制度にはすべて協力し、結果的に一般入試の定員は著しく減少した。この結果、受験界の偏差値では早稲田の政経と覇を競うところまで回復した。

この前後、政治学科内から一貫教育といひながら慶應義塾女子高校からの入学が少ないとの声が上がリ、女子高の協力を得て、同校に学科の内容と面白さを伝える演習の設置が決まった。父兄も息子の進学にはこだわるが娘には甘い。若き日の曾根、国分といった学部の特長を誇るスターを繰り出し、女子高からの入学者増加に成功した。一方法律学科では女子高出身者の司法試験現役合格者が輩出し、受験界の法律学科の地位と性格は一変した。

口で言うのは簡単だがこれまでのやり方を変えるのは容易ではない。少なくとも私が学部長時代、学部長、学部部長補佐と所管の委員長、委員等との懇談でも米津先生は辛抱強く委員長、委員の声に耳を傾け、時には厳として実施の必要を説き、代議員会、教授会では基本的にはその結論をすんなり通してしまふ先生のまとめ役としてのお力にはいつも舌を巻かされた。

戦後教育改革が行われるまで中等教育以上は男女別学

だった。高等教育は大学と大学予科または旧制高校の本流と傍系高等専門学校の二本柱、男子のみで、女子については女子専門学校が最高学府とされていた。

昭和二〇年秋占領軍の強い要請による閣議了解で大学の女性への開放と共学化、女子大学設置の方針が認められ、他方文部省は終戦処理として陸海軍の学校の卒業生、在学生の大学、高専への転入学と大戦中大幅に理科系に回された定員を元に戻す旧制高校理科在学生の文科への転入を認めた。これら戦争直後の改革で米津先生は女子専門の実践から、利光先生は旧制高校扱いの学習院理科から塾の旧制法学部に揃って転入された。

戦争直後の改革と時の小泉信三塾長の積極姿勢で塾法律学科はやがて軍の学校から転入された平、金子、田口のお三方が、また、全国法学部で例のない、人見、中谷米津の女専からの転入によるお三方に新制三期の林脇を加えた女性お四方がいずれも教授に昇進され法律学科の教授陣の中核を構成されるというユニークな学部になった。しかも米津先生は全国初の商法教授の座を勝ち取られた。

先生のお父上米津藤一氏は愛知県三河の名家のご出身

で中大法学部をご卒業、大正期に将来の政友会総裁にも擬せられた横田仙之助の政治秘書になられたが、一九二五年同氏の急逝にあい、その後在日中国人の世話活動等に尽力されたと聞く。戦後東京裁判その他で来日した米国法律家との接触も多く米津先生の流暢な英語もこれら接触を通じて磨かれたものようだ。先生の塾法学部への進学もお父上の強い影響があったと思われる。

実は先生には一緒に塾に入学された一卵性双生児の妹さんがおられた。この方は後お父上昵懇の米国法律家の子息と結ばれて米国に移住された。しかし当時お二人は卒業と同時に塾副手に採用され、学年末試験等ではよく連れ立って大教室の監督に加わられた。持ち込み不可なのに机いっぱいノートや書物を広げている不心得者がいる。目ざとく見つけたおひとりの米津先生が「いけませんよ、お仕舞なさい」とやんわり注意されて前方に進まされる。先生との距離を見計らって作業再開答案用紙に身構えると、突然頭の上から「駄目じゃないの」との厳しいお声、顔をあげるともう一人の米津先生が怖いお顔で立っておられる。思わず「ずるい」と叫んだという話は私の学生時代にも語り継がれていた。温みのあるしかし

ある一線を越えることは許さない先生のお人柄が窺えるところが味噌だ。

米津先生は御定年にあたり大学院の講義と家裁の調停委員を除いては他大学からの招聘は一切お断りになった。それは戦後いち早く女性に門戸を開き、差別なく教員に登用してくれた義塾法学部に対する感謝の念とご自身の生涯かけて育て上げた愛する義塾法学部に殉じるといふ先生の心意気を示すものでもあった。

ご定年後先生はシニア教授会というすべての法学部の定年退職した教員を対象とする集まりをお作りになった。ほぼ二カ月に一回銀座の小さなレストランで昼食をとりながらお互いに元気づけあうという他愛ないが楽しい会だ。歳を取り出無精になったシニア達がいそいそと集まってくる。先生の人間のお力はむしろ現役時代より磨きがかかったように見えた。後釜は金子芳雄先生がお引き受けと伺う。先生が亡くなられてもその意志は続く。

ホテルオークラのあの大きな平安の間での先生を偲ぶ会は法学部と義塾の関係者、ゼミ、クラブの現役、OBたちで立錫の余地もなかった。先生のご人徳が偲ばれる。

名誉教授 堀江 湛

隣人としての米津昭子先生

米津昭子先生が亡くなられてからすでに半年余が過ぎた。先生の専門は商法であり、私の研究は中国政治史である。私は時には法律の話題を持ち出し、先生が長年務めておられた家庭裁判所家事調停委員の役割について伺うことがあった。先生もまた、たまには中国政治について質問されることもあった。しかし、その専門領域からして二人の間の会話はそれ以上に深まることはなかった。それより先生は、私にとって良き隣人であった。したがって、専門の話は他の方に譲るとして、私は良き隣人としての先生の想い出の一端を語ることにする。

先生は世田谷区役所前の世田谷四丁目に邸宅を構えておられ、私は隣接する豪徳寺二丁目の住人である。先生のお宅へは歩いて五分の距離にある。時には散歩の途中先生のお宅の前を通り、予告もなくふらり立ち寄ることもあった。そういう時も先生はいつも温かく迎えてくださった。先生のお宅を訪ねたことのある方はご存知のよ

うに、茶の間の畳の上には立派な長い机があり、そこが掘り炬燵になっている。そこが大変居心地よく、話を始めると去りがたくなる。そんなわけで、散歩の寄り道が夕方まで続くこともあった。

米津先生は若い時からゴルフをやっておられ、その腕前もなかなかなものである。退職後も先生は週に二回くらいコースに出られることもあり、その体力・気力に感心していた。先生のホーム・コースは足柄森林ゴルフ倶楽部であった。そこは東名高速の御殿場のわきにあり、大変便利なところであったため度々連れて行っていただいた。このコースはそれほど長くはないが、比較的狭く結構難しかったことを覚えている。私の腕前だからいっても大たたきをするが、先生は嫌な顔もせず見守っていただきた。

二〇〇二年三月に米津先生を含む一〇余人のかつての法学部の同僚とともにした台湾グルメ旅行も楽しい思い出として残っている。街のホテルのレストランで味わった贅沢な福建料理と、陽明山の山中で食べた台湾の素朴な郷土料理とのコントラストを皆で満喫した。そこには、侯孝賢の「悲情城市」を思い出させる光景があった。帰

国の三月三十一日午後台北空港で大地震に遭遇した。それはまた、私が慶應義塾を去る最後の日でもあった。私は二〇〇八年五月にも四川省成都で大地震を経験した。どうも私の旅行には危険が付きまとうようである。

法学部のなかで米津先生とともに仕事をした一番大きな役割は、堀江学部長のもとで八年間務めた学部長補佐であった。学部長を囲む補佐の会ではあらゆる問題が議論される。いろいろ困難な問題にぶつかったとき、先生は責任を明確にしながら、物事をはっきり言われる点が私の印象に残っている。時には先生は学部長補佐として教授会で報告されることがあった。先生の声は良く通り、言語明晰な発言であることに私は気づいた。私はこのような先生の態度は学ぶべきであると思ひ、そうすべく心がけたこともある。先生のそのような態度がどこから生まれたのかよくわからない。思うに、それは先生の精神の論理構造に起因する面があるとともに、良き時代を良き家庭で過ごされた日々の経験によって培われたものかもしれない。

ここまで、いくつかの先生とともに経験したエピソードに言及してきたが、それ以上に大学とご近所で経験し

た先生とのお付き合いが私にとって最も貴重なものである。ここ数年は、かつてお世話になった先生への恩返しのため、法学部懇親会や先生が主催された法学部名誉教授の会が終わったあと、車で先生をお宅まで送り届けることを私の役割と心得ていた。その先生が今はおられない。なんとも寂しいことである。

名誉教授 山田 辰雄

米津先生の生きごま

われわれの敬愛する米津昭子先生が突然亡くなられてしまった。数年前より体調を崩されることがあったが、まさかあの元氣いっぱい、の米津先生がわれわれの面前からおられなくなるとは思いもよらないことであった。40年近く前からそばにあって、先生が弱音ををはかれたり、また体の調子が悪いなどの言葉をお聞きしたことがなかったため、本当に信じられず驚きの一言である。ただ、若い時から健康診断に行かれることがお嫌いで、「私は健康診断になんかは行かないの。なにか分かって、なんとか制限なんかされてまで生きていくことはいやだから」とおっしゃっていたことを思い出すと、このような亡くなりかたもまた先生の生きかたのまっとうであったと考えるしかないであろう。

先生との出会いは、大学四年の卒業時、当時米津ゼミに在籍していた私の親友が、大学院に進学し研究者を目指そうとしていた私のため、先生に引き合わせてくれた

ときに遡る。その時以来、直接の弟子筋でもない私を、先生は直弟子のように、また時として本当の母親のように可愛がってくださった。たまたま先生と私の母親が昭和二年生まれであったということもあり、よく「息子ほどの年なのに、あんたよく私にそんなこと言うわね」などと冗談まじりにおっしゃられていたことが印象に残っている。もちろん、そうした一言で目上の者に対する接し方を暗にお教えくださったのであろうが、先生らしいはつきりとした表現の仕方でありながら慈愛に満ちた女性らしさも兼ね備えておられたのだと思う。

先生のおそのようなすべてを包み込むお人柄は、学部においても重要な緩衝材のような役割を果たされていた。私の仲間内では、米津先生が女性でなければ学部長に最もふさわしかったのに残念だ、などとよく話していたものである。あの気風のよさ、細かいことにこだわらないおおらかさ、誰に対してもわけへだてのない接し方、どこをとっても上に立つ者の器を備えておられていたからである。ただ、あの時代、この学部において女性が学部長になるなどということはまず考えられなかったことから、時代が悪かったといえはその通りであらうけれど、

その代わり、当時の学部長を陰でささえながら学部の運営をなされていた姿も印象的である。個人的にもずいぶん先生の陰の力にすぎることがあったし、何人もの仲間が先生に助けられてきたことも知っている。仲間を愛する気持ち、あるいは他者を慮る態度はなかなかできるよ
うで難しい。

先生の生きて来られかたの素晴らしさは、おそらく「二期一会」に尽きると考えている。世田谷のお宅に伺えば、夜遅くまで、米津ゼミのOB達や訪問客が絶えることがない。いつ伺っても必ずだれかが訪ねてきており、いつ原稿を書かれているのか分からないくらい夜までお忙しいのが先生であった。よく目にした光景は、ゼミ出身ではないがとにかく学生時代先生に救われて今日があると言ひ、毎年毎年お札に訪ねてこられる名だたる会社の重役達の姿であった。おそらく、ただただ厳しく成績をつけることだけが大学人の使命であると考えられているのではなく、ときには救うことこそが大学教育の根源であるところ
が先生にとっては第一義と考えておられていたのであろう。私には到底先生の生きざまをまねすることはでき

ないが、先生の姿を頭に浮かべながら学生と接することだけは心がけるようにしている。

そのような先生の生きかたは商法学会においても貴重な存在観を示されることとなる。先生は、戦前戦後を通じて、女性としての第一号の商法学者であった。そのこともあってか、われわれからすれば、雲の上の存在ともいえる鈴木竹雄先生、大隅健一郎先生、田中誠二先生という商法の三巨頭からみずいふんと可愛がられたとお聞きしている（二〇代の写真を拝見したことがあるが、大変な美女である）。もちろん女性商法学者であることだけでなくそのように可愛がられるほど学問の世界は甘いものではない。先生は、まさに西本辰之助・津田利治両先生以来の慶應商法学の伝統の上で米津商法学を打ち立てられ貫いてこられたからこそ、学者として認められたことは当然のこととして、それに加えての人柄があったからに他ならないのである。そして、慶應の商法学が学会の中で確固たる地位を占めることとなったのには、われわれ現役商法陣の師匠筋にあたる米津先生を含めた先生方の学問的な貢献によるところがきわめて大きいとはいえず、米津先生の学会におけるそのような人脈が寄与するとこ

ろもかなりあったものと考えている。

われわれ後進は、先生のそのような貢献に感謝しながら、先生の大学人としての生きかたを見習い、また先生が築き上げてくださった慶應商法学をさらに発展させて行くことによって学恩に報いるしかない。

法学部教授 宮 島 司

生涯の恩師―米津昭子先生

私は大学三年生の時に先生のゼミに入れていただいて以来、約三〇年間、途切れることなくご指導をいただいていた。先生は、私が研究者として一步を踏み出す時に背中を押してくださった先輩であり、いつもどんな時でも声を荒らげることなく優しく諭してくださる私のよき理解者だった。ご逝去から一年が経つ機会に、研究者としての先生、教師としての先生、そして仕事を持つ女性の実験者としての先生について、思い出すままに書いてみたいと思う。

ご業績の詳細については、後掲の「主要業績リスト」を参照していただきたいが、研究者としての先生は、常に問題に真っ向から取り組み真摯に論じられており、謙虚な研究態度は、どの業績の中にも表れている。直観により結論を導くのではなく、判例や学説などに対してあくまで客観的な分析を積み上げ、慎重に言葉を選び結論を導かれていることは、慶應商法学を担われた研究者

のお一人としての先生のご自身に対する厳しい自制的な気持ちの表れだったのであろうと思われる。また、ご著書には、『商法総則』（世界書院、昭和四一年）や『株式会社法入門』（有信堂、昭和五二年）、『商取引法』（慶應通信、昭和五四年）、のように教科書が多い。特に『商取引法』は、通信教育部で長い間利用された名テキストであった。どの本にも、商法の難解な理論を学生にわかりやすく説こうという、細かな配慮が織り込まれている。

教師としての先生については、私よりもずっと年配のゼミの先輩方から、物のない時代でお宅に伺い食事をさせていただいたことが何よりもうれしかったとか、お宅に居候になっていたとかの話をよく伺った。とても面倒見の良い、やさしいお人柄に、ゼミの卒業生みんなが子供のように先生を慕っていた。先生の授業といえば、ゼミはいわゆるソクラテスメソッドで、学生は次々と当てられて質問攻めにあい、こちらから質問を返すと、反対に別の質問をされ、その質問者は自滅するといった具合でとても緊張感があふれる授業だったが、本から読み取るだけの知識だけが大事なのではなく、人と人との交わりの中で知識を習得することの大切さを教えていただいた

た。また、大教室での授業では、私は、法律学科の「商法総則・商行為法（商法Ⅲ）」、商学部の授業では「会社法（商法Ⅰ）」「手形法（商法Ⅱ）」を受講したが、よどみなく明快な口調で堂々と授業を進められ、常にわかりやすい授業を心がけられていることが伝わる、出席している楽しい授業であった。

慶應義塾大学が女性に門戸を開いた昭和二一年から二年後にあたる二三年に、先生は慶應義塾大学法学部法律学科に入学された。その時の同級生として、先生の双子の妹さんである和子さんと刑法の中谷瑾子先生（名誉教授、平成一六年逝去）がおられ、その一年前に入学された女子学生の先輩として民法の人見康子先生（名誉教授、平成一〇年逝去）がいらっしやった。その頃の思い出については、先生が語られたお話をもとにまとめられた「昭和二〇年代の女子学生」（『慶應義塾で学んだ女性たち』（慶應婦人三田会「プロジェクトF」編集、慶應義塾大学出版会、平成二〇年））に詳しい。ご卒業後、先生は仕事を持つ女性の先駆者として活躍され、われわれ後輩に対して道を拓いてくださった。先生がお仕事とご家庭の両立に悩まれたとき、その折々で「どうしたらよ

いのか」を真剣に解決方法を考えることで切り抜けてきたというお話を伺う度、私にも勇気が湧いた。もう二〇年近く前のことであるが、ある会社で女子に対して総合職と一般職の間に専門職という職域ができ、その会社から内定をもらったものの、先行き専門職にどのような待遇が与えられるか不明であるという理由で就職を迷っている女子学生が私のゼミにいた。そのことを私が先生にご相談したとき、先生はご自分のことを顧みられて、「私の時には、女性にはどのような道が用意されているかなんて全く未知数だった」と言われ、せっかく与えられた道なら進むべきだと諭された。

先生は、大学を定年退職されてからは、きっぱりとお仕事をやめられた。大学では十分自分は力を尽くすことができたからもう十分であるとして、はつきりとけじめをつけられた。しかし、それから大変お元気で、旅行や、趣味のゴルフ、囲碁などを楽しまれており、手帳を片手に「いつも私は忙しいのよ」と微笑まれた。また、名誉教授の先生方が時折お集まりになって、「OB教授会」と称した私的な懇親会が開かれているときいていたが、先生は最後まで自らその連絡係をかってでられ、ど

の先生に対しても細やかに心を配られていたという。いつか私の母に「最近電話でゼミの学生と話しているあなたの話し方を聞いていると、米津先生によく似てきた」と言われたことがあった。確かに私が学生に接している時のお手本は先生だったが、先生が亡くなっています、先生の間人としての大ききには到底及ぶことができないという気持ちが強くなっている。先生はいつも人の中にいて艶やかに強い光を放っておられて、周りはその光によって幸せに包まれることができたのである。

法学部教授 鈴木 千佳子

米津昭子先生略歴

- 昭和二年四月二五日 東京都に生まれる
- 昭和二年四月二五日 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 昭和二年九月 慶應義塾大学法学部副手
- 昭和二五年一〇月 慶應義塾大学法学部副手
- 昭和二六年四月 文部省特別研究生第一期
- 昭和二九年四月 文部省特別研究生第二期
- 昭和三一年四月 慶應義塾大学法学部専任講師
- 昭和三七年四月 慶應義塾大学法学部助教授
- 昭和四五年一〇月 慶應義塾大学法学部教授
- 昭和四六年一〇月 慶應義塾大学大学院法学研究科委員
- 昭和五六年四月 慶應義塾派遣留学生としてアメリカに留学
- 昭和三七年四月 アクロン大学訪問教授
- 昭和五八年一月 ハーバード大学訪問研究員
- 昭和六二年九月 司法研究所長（平成五年三月まで）
- 平成四年六月 イギリスケンブリッジ大学ダウニングコレッジ訪問教授
- 平成五年三月 慶應義塾評議員（平成五年三月まで）
- 定年により慶應義塾を退職

(慶應義塾大学在職中、明治学院大学講師、中央大学講師、東京家庭裁判所家事調停委員・参代員などを歴任)

平成五年四月 慶應義塾大学名誉教授

平成五年四月 社団法人家庭問題情報センター顧問(逝去まで)

平成二年四月 財団法人日本法律家協会評議員(平成一九年三月まで)

平成三年八月 財団法人日本法律家協会関東支部副支部長(逝去まで)

平成二三年一〇月一六日 逝去

米津昭子先生 主要著作目録

昭和二十七年（一九五二）

書評 松田二郎著「会社法概論」

法学研究二五卷三号

昭和二十八年（一九五三）

論文「会社の目的外の行為の効力」

法学研究二六卷四号

昭和二十九年（一九五四）

書評 米谷隆三著「約款法の理論」

法学研究二七卷六号

書評 清水新著「商法概要」

法学研究二七卷九号

昭和三十年（一九五五）

共同執筆『入門法律学辞典』（手塚豊・伊藤乾編）

泉文堂

論文「白紙委任状付申込証拠金領収証の流通について」

東京株式懇話会会報二六号

書評 大隅健一郎著「全訂会社法上巻」

法学研究二八卷三号

昭和三十一年（一九五六）

論文「株券の発行と善意取得」

財政経済弘報五六九号

論文「株主及び株主以外の者の新株引受権」

法学研究二九卷一〇号

判例評釈「株式引渡等請求事件」

財政経済弘報五八〇号

判例評釈「会社は発起人の行為にどの範囲で責任を負うか」

財政経済弘報五九四号

昭和三二年(一九五七)

論文「会社の本店所在地の意義」

私法一八号

判例評釈「本店の所在地と異なる肩書地で手形を振出した場合の効力」

財政経済弘報六二四号

判例評釈「商法四二条を適用するにはその営業所が支店の実質を備える必要があるか」

財政経済弘報六五四号

書評 鈴木竹雄著「手形法・小切手法」

法学研究三〇卷四号

昭和三三年(一九五八)

論文「株主の議決権の特異性」

慶應義塾大学創立百年記念論文集(法学部) 第一部・法律学関係

論文「会社の本店所在地の意義」

法学研究三一卷一号

判例評釈「設立計画中の会社の代表資格による売買契約の効力」

財政経済弘報六七八号

判例評釈「損害賠償請求事件」

財政経済弘報六九四号

判例評釈「株主名簿の機能」

総合法学一卷四号

判例評釈「有限会社の社員はその持分を会社に対する債権とともに社員でないものに一括して譲渡できるか」

財政経済弘報七一四号

判例評釈「貿易業者の商慣習」

財政経済弘報七二六号

昭和三四年（一九五九）

判例評釈「登記と異なる本店所在地を記載した手形を振出した場合の署名取締役の責任」

財政経済弘報七三四号

判例評釈「株券発行前の記名株式譲渡と会社に対する効力」

法学研究三二卷二二三号

判例評釈「株金払込皆無の場合と会社成立の有無」

法学研究三二卷八号〈三〇—三九〉

判例評釈「押印のみによる株券裏書の効力」

法学研究三二卷一号〈三〇—三九〉

昭和三五年（一九六〇）

判例評釈「会社出張所長の権限と商法四二条および手形関係における商法四二条二項の『相手方』の意義」

法学研究三四卷四号〈三〇—三九〉

判例評釈「登記と異なる本店所在地を記載した手形を振出した場合の署名取締役の責任」

法学研究三四卷八号〈三〇—三九〉

判例評釈「不正競争防止法一条一号及び商法二〇条の意義」

財政経済弘報七九四号

解説「株式本質論について」

総合法学二一号

昭和三六年（一九六一）

判例評釈「清算中の会社の存続の有無」

法学研究三四卷一〇号〈三〇—三九〉

判例評釈「商法四二条の適用と支店の実体」

財政経済弘報八七五号

判例評釈「無記名定期預金の預金者は誰か、またその通帳を持参しない者に対してした預金の支払は有効か」

財政経済弘報九〇七号

解説「法律学と経済学」

総合法学三九号

昭和三七年(一九六二)

論文「取締役の職務代行者について」

法学研究三五卷九号

判例評釈「執行猶予の判決を受けた取締役の資格」

法学研究三五卷四号(三〇—二九)

判例評釈「取締役の権限を失った前任取締役の新取締役選任決議取消の訴に於ける当事者適格」

財政経済弘報九四一号

判例評釈「取締役会の決議に基づかないで招集した株主総会の決議の効力等、株主総会決議の瑕疵に関する二三の問題」
法学研究三五卷八号(三〇—二九)

昭和三八年(一九六三)

著書『法学ノート』

平山書店

判例評釈「会社を解散し、商号、営業所等の同じ会社を設立した場合、新会社が旧会社の営業を譲受けたものと認められるか」
法学研究三六卷二号(三〇—二九)

判例評釈「買取引受は第三者割当になるか」

財政経済弘報九七九号

判例評釈「会社の政治献金は定款の目的に反し、忠実義務違反か」

財政経済弘報九九九号

判例評釈「取締役全員が特定の取締役に会社経営を一任した場合と他の取締役会社間の取引についての取締役会の承認の要否」
法学研究三六卷一号(三〇—二九)

判例評釈「暦にない振出日」

手形小切手判例百選(ジュリスト臨時増刊)

昭和三九年(一九六四)

著書『商法ノート』

世界書院

判例評釈「合名会社の社員とその責任の範囲」

会社判例百選(別冊ジュリスト)

判例評釈「株主総会招集通知に示される『会議ノ目的タル事項』について」 法学研究三七卷七号〈三〇—三九〉

昭和四〇年（一九六五）

論文「会社の目的と権利能力」

論文「株式の消却について」

判例評釈「株式会社登記懈怠と代表取締役の処罰」

法学研究三八卷一二号（西本先生八〇歳記念号）

法学研究三八卷一〇号〈三〇—三九〉

法律のひろば一八卷一二号

昭和四一年（一九六六）

著書『商法総則』

世界書院

判例評釈「代表取締役は取締役会の決議に基づかずに株主総会の撤回通知をなせるか」

法学研究三九卷三号〈三〇—三九〉

判例評釈「死者名義の約束手形の効力」

法学研究三九卷六号

昭和四二年（一九六七）

判例評釈「議決権行使を停止された株式の数が株主総会決議の定足数に算入されるか」

法学研究四〇卷一号〈三〇—三九〉

判例評釈「株券発行前の株式の譲渡」

商法の判例（ジュリスト増刊）

判例評釈「株主である会社の使用人がその会社のために議決権を行使するのはその使用人が代表者の職務を代行しているといえるか」

法学研究四〇卷一〇号〈四〇—四四〉

コンメンタール 商法二〇〇条

『注釈会社法(3)株式』（編集代表大森忠夫・矢沢惇、有斐閣）

コンメンタール 商法二〇一条

『注釈会社法(3)株式』（編集代表大森忠夫・矢沢惇、有斐閣）

コメンタール 商法二〇三条

『注釈会社法(3)株式』(編集代表大森忠夫・矢沢惇、有斐閣)

昭和四三年(一九六八)

判例評釈「融通手形において融通者たる手形債務者が被融通者に対して有する特約をもって所持人に対抗できるか」

法学研究四一卷三号(四〇—四四)

判例評釈「振出日の記載を欠く確定日払約束手形の効力」

法学研究四一卷八号(四〇—四四)

コメンタール 商法二八〇条ノ九

『注釈会社法(5)新株発行』(編集代表大森忠夫・矢沢惇、有斐閣)

昭和四四年(一九六九)

論文「商法二六五条違反の行為の効力」

財政経済弘報一三〇四号

論文「取締役・会社間の手形行為」

『判例手形法小切手法(伊沢孝平先生還暦記念論文集)』(商事法務)

判例評釈「手形に文字によって記載された金額と算用数字によって記載された金額とが異なる場合の手形金額」

法学研究四二巻六号(四〇—四四)

判例評釈「親子会社間の一定範囲内の取引約定に基づく取引と商法二六五条による取締役会の一般的承認」

法学研究四二巻一一号(四〇—四四)

判例評釈「暦にない振出日」

手形小切手判例百選(新版)(別冊ジュリスト)

昭和四五年(一九七〇)

共同執筆『株式会社法辞典』(編集代表田中誠二)

同文館

共同執筆『商法(手形・小切手)講義』(鴻常夫・河本一郎ほか編)

青林書院新社

判例評釈「合名会社の社員とその責任の範囲」

会社判例百選(新版)(別冊ジュリスト)

- | | | | |
|---------|----------|---------|---------------|
| コンメンタール | 商法二二三条 | (別冊法セミ) | 基本法コンメンタール商法Ⅱ |
| コンメンタール | 商法二二四条 | (別冊法セミ) | 基本法コンメンタール商法Ⅱ |
| コンメンタール | 商法二二四条ノ二 | (別冊法セミ) | 基本法コンメンタール商法Ⅱ |
| コンメンタール | 商法二二四条ノ三 | (別冊法セミ) | 基本法コンメンタール商法Ⅱ |
| コンメンタール | 商法二二五条 | (別冊法セミ) | 基本法コンメンタール商法Ⅱ |
| コンメンタール | 商法二二六条 | (別冊法セミ) | 基本法コンメンタール商法Ⅱ |
| コンメンタール | 商法二二七条 | (別冊法セミ) | 基本法コンメンタール商法Ⅱ |
| コンメンタール | 商法二二八条 | (別冊法セミ) | 基本法コンメンタール商法Ⅱ |

昭和四六年(一九七一)

共同執筆『演習商法(総則・商行為)』(鴻常夫・河本一郎ほか編)

青林書院新社

論文「一人会社の問題性」

三色旗二七八号

論文「一人会社について」

法学研究四四卷三号(津田・宮崎・伊藤教授退職記念論文集)

論文「偽造手形について支払をなした銀行の責任」

法律のひろば二四卷一〇号

判例評釈「会社と取締役間で取引がなされた場合でも会社が実質上その取締役の個人経営にすぎない場合にはその取引について商法二六五条所定の取締役会の承認を必要とするか」
金融・商事判例二四七号

判例評釈「株主に新株引受権を有する旨の定款規定がある場合に新株の一部を公募することの可否」

法学研究四四卷四号(四〇—四四)

判例評釈「会社役員資格を日本国籍を有する者に限定する定款変更決議は有効であるか」財政経済弘報一四一七号

昭和四七年(一九七二)

論文「名板貸人の責任について」

金融法務事情六六二号

論文「議決権の代理行使」

法学研究四五卷二号(峯村光郎教授退職記念論文集)

論文「定款による議決権行使の代理人資格の制限」

法学セミナー一九四号

論文「名板貸人の責任」

法学研究四五卷一二号

判例評釈「株券発行前の株式譲渡」

商法の判例(第二版)(ジュリスト増刊)

判例評釈「取締役会の決議によって株主に新株引受権を付与するに当たって、株式申込の際に払込金額と同額の申込

証拠金を添えることを要するとの条件を定めることは許されるか」

法学研究四五卷四号(四〇—四四)

判例評釈「取締役の退任とこれを選任した株主総会決議不存在し無効確認の利益」

金融・商事判例三一九号

判例評釈「新株引受権の行使と申込証拠金」

民商法雑誌六五卷四号

昭和四八年(一九七三)

論文「他人の手書による署名」

法律のひろば二六卷一号

判例評釈「会社が株券の発行を遅滞している場合の株式譲渡の効力」昭和四七年重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)

判例評釈「株券発行前の株式譲渡は会社に対して効力を有するか」

財政経済弘報一四九一号

判例評釈「実在しない法人代表者名義で営業することを許諾した者は名義借人が営業のため振出した手形について責任を負うか」

法学研究四六卷一号(四五—四九)

判例評釈「取締役就任登記と商法一四條、二六六條ノ三」

民商法雑誌六八卷二二号

コンメンタール 商法一〇八條

『逐条判例会社法全書1』(商事法務)

コンメンタール 商法一〇九條

『逐条判例会社法全書1』(商事法務)

コンメンタール 商法一一〇條

『逐条判例会社法全書1』(商事法務)

コンメンタール 商法一一一條

『逐条判例会社法全書1』(商事法務)

コンメンタール 商法二二三条 『逐条判例会社法全書2』（商事法務）
コンメンタール 商法二二四条 『逐条判例会社法全書2』（商事法務）
コンメンタール 商法四一五条 『逐条判例会社法全書5』（商事法務）
コンメンタール 商法四一六条 『逐条判例会社法全書5』（商事法務）

昭和四九年（一九七四）

論文「預合の成立要件」

金融法務事情創刊二〇周年記念号

論文「代表取締役の業務執行と取締役の監視義務」

金融法務事情七一四号

判例評釈「名義書換をしていない共同相続人の一人に株主総会決議取消の訴の当事者資格があるか」

法学研究四七卷二号（四五―四九）

判例評釈「見せ金により設立した会社の株式引受の勧誘が商法二六六条の三に該当するか」

法学研究四七卷七号（四五―四九）

判例評釈「商法二六五条に違反して取締役が会社を代表してなした第三者との取引の効力」 金融・商事判例四〇五号

解説「中間配当（商法改正とその将来的展望（特集）」 法律のひろば二七卷五号

解説「商業帳簿（商法改正とその将来的展望（特集）」 法律のひろば二七卷五号

昭和五〇年（一九七五）

論文「額面株式の額面最低限の法定について」

法学研究四八卷一二号

判例評釈「商人の報酬請求権」

商法（総則・商行為）判例百選（別冊ジュリスト）

判例評釈「会社の代表取締役が退職して同業の新会社を設立し、その代表取締役となり、従前と同一の得意先と取引した場合、取締役の義務に違反するか」

法学研究四八卷六号（四五―四九）

コンメンタール	商法二二三条	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)
コンメンタール	商法二二四条	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)
コンメンタール	商法二二四条ノ二	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)
コンメンタール	商法二二四条ノ三	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)
コンメンタール	商法二二五条	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)
コンメンタール	商法二二六条	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)
コンメンタール	商法二二六条ノ二	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)
コンメンタール	商法二二七条	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)
コンメンタール	商法二二八条	別冊法セミ基本法コンメンタール商法Ⅱ (改訂版)

昭和五十一年(一九七六)

論文「取締役および取締役会制度の改善策」

法律のひろば二九卷二号

判例評釈「他人に自己の氏名を使用して手形行為をすることを許諾した者と商法二二三条」

法学研究四九卷六号(四五—四九)

判例評釈「暦にない振出日」

手形小切手判例百選(新版・増補)(別冊ジュリスト)

解説「設立無効と不成立」

法学セミナー基本判例シリーズ10(判例商法Ⅱ)

解説「会社の目的外行為とは」

『新版商法三〇講Ⅰ』(本間輝雄・岩崎稜編、法律文化社)

昭和五十二年(一九七七)

著書『株式会社法入門』

有信堂高文社

判例評釈「株券発行前の株式の二重譲渡において、会社が株券を発行して譲受人の一方に交付したときは、当該譲受

人の株主たる地位が確定するか」
法学研究五〇巻四号（四五―四九）
『判例と学説5（商法I）』（北沢正啓編、日本評論社）
解説「議決権代理行使の定款による制限の効力」

昭和五三年（一九七八）

論文「定款の作成と変更」
法学研究五一巻一二号

判例評釈「約束手形の振出と商法二六二条」
法学研究五一巻七号（四五―四九）
金融・商事判例五三六号

判例評釈「額面五〇〇円の会社が額面五〇円に引き下げるためにした合併の効力」
金融・商事判例五三六号

判例評釈「親権者と未成年の子が共有する株式について親権者が未成年の子を代理して株主の権利行使者を指定する

行為は民法八二六条の利益相反行為になるか、また株主名簿上の株主でない者が会社に対し商法三五〇条によって

準用される商法三七八条の公告を請求できるか」
判例時報八九六号

解説「商号」
『商取引法の基礎』（戸田修三・唐松寛編、青林書院新社）

解説「商業登記における登記官の審査権」
商法の争点（ジュリスト増刊）

昭和五四年（一九七九）

著書『商取引法』（慶應義塾大学通信教育教材）
慶應通信

判例評釈「決議不存在確認の訴の適否」
会社判例百選（第三版）（別冊ジュリスト）

判例評釈「取締役会社間の取引」
金融・商事判例五七二号

判例評釈「有限会社の代表取締役が会社のためにすることを示さないうでした酒類等の購入及び金員の借入について代

表取締役個人に対する履行の請求を認めなかった事例」
法学研究五二巻一二号（四五―四九）

判例評釈「約束手形の表面になされた数個の署名」
金融・商事判例五八二号

解説「仮装株式払込みと取扱銀行の責任」
『判例先例金融取引法』（金融財政事情研究会編）

解説「株主総会の招集について」

ロースクール一五号

昭和五五年(一九八〇)

判例評釈「約束手形の支払期日の変造と手形法二〇一条一項但書の適用」

法学研究五三卷六号(五〇—五四)

判例評釈「妻は他人か」

損害保険判例百選(別冊ジュリスト)

解説「商行為に関する通則(民法取引規定の修正)」

『商行為法』(崎田直次・保住昭一編、青林書院新社)

昭和五六年(一九八一)

共同執筆『法律学基礎講座5(商法I)』(高鳥正夫編)

法学書院

判例評釈「原因債権行使の方法」

手形小切手判例百選(第三版)(ジュリスト別冊)

判例評釈「登記申請権者の申請に基づかないでなされた不実の商業登記と商法一四条の適用の有無」

民商法雑誌八四卷五号

判例評釈「商法三八条にいう支配人の意義」

法学研究五四卷一〇号(五〇—五四)

昭和五七年(一九八二)

判例評釈「商法二三条の名板貸責任が認められた事例」

金融・商事判例六三六号

判例評釈「いわゆる名目的代表取締役の第三者に対する責任」

法学研究五五卷一〇号(五〇—五四)

コンメンタール 商法二三三条

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法(新版)

コンメンタール 商法二二四条

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法(新版)

コンメンタール 商法二二四条ノ二

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法(新版)

コンメンタール 商法二二四条ノ三

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法(新版)

- コンメンタール 商法二二五条
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法（新版）
- コンメンタール 商法二二六条
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法（新版）
- コンメンタール 商法二二六条ノ二
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法（新版）
- コンメンタール 商法二二七条
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法（新版）
- コンメンタール 商法二二八条
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法（新版）

昭和五八年（一九八三）

論文「取消すべき株主総会決議の追認について」

法学研究五六卷一一号

判例評釈「瑕疵ある株主総会の決議の後に、同一事項につき重ねて適法な株主総会で決議した場合の株主総会決議取消の訴の利益」

法学研究五六卷九号（五〇―五四）

判例評釈「決議不存在確認の訴の適否」

会社判例百選（第四版）（別冊ジュリスト）

解説「商業登記における登記官の審査権」

商法の争点（第二版）（ジュリスト増刊）

解説「登記の公示力と取引の保護」

不動産法律セミナー一四卷一号

昭和五九年（一九八四）

判例評釈「債権者の本店所在地を管轄する裁判所に提起された売買代金請求訴訟の支店所在地を管轄する裁判所への移送」

法学研究五七卷四号（五〇―五四）

コンメンタール 商法二二三条

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ（第三版）

コンメンタール 商法二二四条

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ（第三版）

コンメンタール 商法二二四条ノ二

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ（第三版）

コンメンタール 商法二二四条ノ三

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ（第三版）

コンメンタール 商法二二五条
コンメンタール 商法二二六条
コンメンタール 商法二二六条ノ二
コンメンタール 商法二二七条
コンメンタール 商法二二八条

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第三版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第三版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第三版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第三版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第三版)

昭和六〇年(一九八五)

判例評釈「名目的平取締役の代表取締役に対する監視義務懈怠と商法二六六条の三の悪意重過失」

法学研究五八卷五号(五〇—五四)

判例評釈「親会社の取締役が一〇〇パーセント子会社の取締役に就任することと商法二六四条の適用」

金融・商事判例七一一号

昭和六一年(一九八六)

論文「取締役の員数等」

『商法・有限会社法改正試案の研究』(金融・商事判例七五五号)

判例評釈「理事会の承認を得ずに信用組合の常務理事がなした自己取引につき連帯保証人が無効の主張をすることができるか」

法学研究五九卷四号(五五—五九)

コンメンタール 商法二〇〇条
コンメンタール 商法二〇一条
コンメンタール 商法二〇三条

『新版注釈会社法(3)』(編集代表上柳克郎ほか、有斐閣)
『新版注釈会社法(3)』(編集代表上柳克郎ほか、有斐閣)
『新版注釈会社法(3)』(編集代表上柳克郎ほか、有斐閣)

昭和六二年(一九八七)

論文「株主総会決議による取締役の解任」 法学研究六〇巻一二号（高鳥正夫教授退職記念号）

判例評釈「代表取締役が失踪したため倒産した会社の取締役につき監視義務違反があるとされた事例」

金融・商事判例七六一号

判例評釈「正当の事由なく解任された取締役の会社に対する損害賠償請求」 法学研究六〇巻八号（五五―五九）

コメンタール 商法二八〇条ノ九 『新版注釈会社法(7)』（編集代表上柳克郎ほか、有斐閣）

昭和六三年（一九八八）

論文「株主総会再決議の意義」

商事法務一一四八号

判例評釈「中小企業団体の代表理事が破産宣言を受けた場合には当然に代表理事の地位を喪失し後任者の選任・就職がなくても役員の登記事項に変更が生ずるとされた事例」 金融・商事判例七八一号

判例評釈「名義書換未了株主と利害関係者に対する異議催告」 新証券・商品取引判例百選（別冊ジュリスト）

平成元年（一九八九）

判例評釈「役員解任の株主総会決議がなされた後に当該役員が退任した場合、その解任決議の不存在確認の訴の利益があるか」 法学研究六二巻二号（五五―五九）

平成二年（一九九〇）

判例評釈「代表取締役の辞任の方法及び名目的代表取締役の対第三者責任」 法学研究六三巻九号（五五―五九）

判例評釈「原因債権行使の方法」 手形小切手判例百選（第四版）（別冊ジュリスト）

平成三年（一九九一）

コンメンタール 商法二二三条
コンメンタール 商法二二四条
コンメンタール 商法二二四条ノ二
コンメンタール 商法二二四条ノ三
コンメンタール 商法二二五条
コンメンタール 商法二二六条
コンメンタール 商法二二六条ノ二

別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第四版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第四版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第四版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第四版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第四版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第四版)
別冊法セミ基本法コンメンタール会社法Ⅰ (第四版)

平成四年(一九九二)

判例評釈「決議不存在確認の訴の適否」

会社判例百選(第五版)(別冊ジュリスト)

判例評釈「一人会社の代表取締役が株主総会の特別決議を経ずにした経営委任」 法学研究六五卷四号(六〇—六三)

平成五年(一九九三)

解説「商業登記における登記官の審査権」

商法の争点Ⅰ(ジュリスト増刊)

平成七年(一九九五)

論文「取締役の辞任と会社の継続性」

『企業と法(西原寛一先生追悼論文集)下』(有斐閣)

〈付記〉

本業績表は、法学研究六六巻一号（米津先生退職記念論文集、平成五年）に掲載された「米津昭子教授主要業績」を基にしたものであるが、その記載の一部に引用が不正確な部分があり、また、見落とされたものもあったため、後進の研究の便宜のため、なるべく正確な引用を心がけて新たに作成したものである。

なお、法学研究に掲載された判例評釈の多くは、慶應義塾大学商法研究会編『下級審商事判例評釈（昭和三〇年―三九年）』『同（昭和四〇年―四四年）』『同（昭和四五年―四九年）』『同（昭和五〇年―五四年）』『同（昭和五五年―五九年）』『同（昭和六〇年―六三年）』に再録されているが、重複を避けるため、最初に法学研究に掲載された判例評釈に〈三〇―三九〉などのように付記した。

（鈴木千佳子）